ロシアのかたち(18)

What forms Russia and Russian?

松嶋 希会*

2022年2月中旬、ロシアがウクライナに軍事 進攻するのではないかと、再び世界の緊張が高 まっている。軍事侵攻が敢行された場合、アメ リカやEUは、従来よりも厳格な制裁の発動、 例えば、SWIFTからの排除やドル決済の禁止 に踏み切る可能性を示している。

ロシアに対しては、度々、欧米などが制裁を 課してきており、対ロシア制裁が常態化してき た感もある。一連の制裁の始まりは、2014年3 月の、ロシアによるクリミア半島の併合であ る。続いて、米大統領選への介入(2016年、 2020年)、政府機関や重要企業へのサイバー攻 撃、化学兵器による暗殺未遂(2018年イギリス、 2020年ロシア) などが制裁発動のトリガーと なった。制裁内容は国により異なるが、特定の ロシア人・組織(制裁対象者)につき入国を禁 じたり、彼らの資産を凍結したり、また、自国 民や自国企業に、軍事やエネルギーに関する製 品・機材や技術をロシアに輸出することを禁止 したり、制裁対象者との取引を禁止したりして いる。制裁の内容や制裁対象者は、上記のよう な事態が発生する度に拡大されてきた。ちなみ に、米国制裁は、非米国人・組織にも、制裁対 象者のために重大な取引を支援することを禁止 している。いわゆる「二次制裁」である。

これに対し、ロシアは、「友好的ではない国」から特定製品を輸入することを禁止するなど対抗策を講じている。また、ロシア裁判所は、独シーメンスのロシア子会社がロシア南部のプロジェクトのために納入したガスタービンが、EU制裁規制に反して最終的にクリミアに納入され、納入契約の取消しが争われた事件で、外国の制裁に従ったロシア法人の主張をロシアにおいて認めることは、ロシアの法秩序・公の秩序に反すると述べている。

制裁の応酬の中で、ロシアは、2020年、取引

の紛争解決の場面でも制裁対抗策をたてている。制裁対象者が外国仲裁機関に関連費用を送金できない(外国銀行が着金を拒否するか着金した資金を凍結するため)、制裁対象者との取引を懸念して、外国仲裁機関が申立てを受け付けない、外国法律事務所が代理人を受任しない、仲裁人や証人を引き受ける者がいないなど、制裁対象者が外国仲裁手続を利用できないという問題が発生していた。特に、米国の二次制裁の適用範囲が不明瞭な故に、非米国人・組織も保守的に対応せざるをえないという事情がある。

2020年6月、ロシア商事訴訟法が改正され、 外国裁判やロシア外の仲裁による紛争解決が合 意されていても合意が履行しえなければ、制裁 対象者は、ロシア裁判所に対し、提訴したり合 意された紛争解決手続を差し止める命令を求め たりすることができるようになった。改正内容 は、文言が不明瞭・不正確であったため、ロシ ア内外の法律家から批判を受けていたが、最高 裁判所が、2021年12月、一点だけではあるが当 該改正につき見解を示した。外国の制裁対象に 指定されている事実があれば、送金不可能など 合意の履行を妨げる事情を証明する必要はない というものである。ただし、この見解に拘束力 はないため今後の裁判実務で覆される可能性が ある。また、合意内容が、制裁を発動していな い国(例えばアジア諸国)の仲裁機関による仲 裁や、外国仲裁機関による、仲裁地をロシアと した仲裁の場合はどうなのかなど問題は残って いる。欧米がロシアに対し制裁を発動してから、 紛争解決の場が、従来のロンドンやストックホ ルムなどの欧州から香港やシンガポールなどの アジアにシフトしてきたが、アジアへのシフト が完璧な対策になるかは、今後のロシア裁判実 務による。